

衆議院法務委員会ニュース

平成 20.4.4 第 169 回国会第 6 号

4 月 4 日、第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第 30 号）
- ・鳩山法務大臣、河井法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
- （賛成 - 自民、民主、公明、社民、滝実君）

（質疑者及び主な質疑内容）

赤池 誠 章君（自民）

- ・被害者参加弁護士の選定請求ができる被害者参加人の資力要件の内容をどのようにするのか法務省の方針を伺いたい。
- ・被害者参加弁護士の選定請求は法テラスを経由して行わなければならないため、被害者が利用しやすいよう配慮することが必要だが、どのようなことを行うのか。
- ・被害者や遺族の事情に配慮して被害者参加弁護士の選定ができるようになるのか。

大口 善 徳君（公明）

- ・被害者参加制度を導入した意義と、被害者国選弁護制度を導入する意義を法務大臣に伺いたい。
- ・被害者参加制度の実施に向けて、検察庁はどのような準備をしているのか。また、裁判員制度と被害者参加制度が時期を接して導入されることを踏まえた対応が求められることについて、法務省の見解を伺いたい。
- ・被害者参加弁護士の選定を請求する際の被害者参加人の資力要件として、資力から控除される「療養費等」の中に、請求の日以後に支出する被害者の葬祭料等が含まれるか。政令で定める「基準額」の具体的な額はいくらか。被害者参加弁護士の選定請求が可能となる時期はいつか。
- ・犯罪被害者等法律援助事業が更に活用される必要があると考えるが、日本司法支援センターの取組について伺いたい。

加藤 公 一君（民主）

- ・犯罪被害者等に対する医療費、カウンセリング費用等の支援に関する政府の取組状況について伺いたい。
- ・犯罪被害者等に対する被害直後からの支援の必要性について法務大臣の見解を伺いたい。
- ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援業務の実

施状況等について、法務大臣はどのように認識しているのか。

- ・国選被害者参加弁護士に要する経費が大幅に不足した場合の予算確保の必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。

古本 伸一郎君（民主）

- ・国選被害者参加弁護士に支給する日当の単価の見積り根拠として、対象とする犯罪が必ずしも全て同じというわけでない国選弁護人や裁判員制度と比較することは妥当か。
- ・裁判員に支給する日当・宿泊料は、裁判官又は検事と比較して妥当といえるのか、また、裁判官の年収を 1 日あたりの金額に割り戻した額はどれくらいか。
- ・司法試験合格者を 3,000 人に増やすことは、企業法務弁護士を増やすだけでなく、きめ細かな捜査又は裁判のために検事又は裁判官を増員するためにあるのではないのか。

保坂 展 人君（社民）

- ・被害者参加人が未成年の場合、特別な配慮が必要になると思うが、法務省の考えを伺いたい。
- ・裁判員に課されることになる生涯にわたる守秘義務が裁判員に対して大きな負担を強いることになるのではないのか。

滝 実君（無）

- ・交通事故の当事者の一方が死亡した場合の捜査の在り方について警察当局の見解を伺いたい。
- ・被害直後からの被害者支援の在り方について、経済的支援に関する検討会ではどのような議論がされたのか。
- ・国の犯罪被害者支援の体制についての法務大臣の所見を

伺いたい。